

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）

- 1 当分の間、職員が新型コロナウイルス感染症の患者の救護等の作業のうち人事委員会規則で定める作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給することとした。（附則第 5 項関係）
- 2 1 の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 4,000 円を超えてはならないこととした。（附則第 6 項関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用することとした。

### ○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
- 2 家畜伝染病予防法の改正に伴い、引用条項及び引用語句の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 については令和 2 年 9 月 1 日から、2 の一部については令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

### ○佐賀県県税条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）

- 1 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した自家用乗用車の自動車税の環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和 3 年 3 月 31 日まで延長することとした。（附則第 18 条の 8 関係）
- 2 個人の県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額（当該合計額が 20 万円を超える場合には、20 万円）の寄附金を支出したものとみなして、個人の県民税に関する規定を適用することとした。（附則第 28 条関係）
- 3 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和 16 年度分の個人の県民税まで延長することとした。（附則第 29 条関係）
- 4 耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から 6 月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和 4 年 3 月 31 日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から 6 月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第 30 条関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 及び 3 は令和 3 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

### ○佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）

- 1 授業料は、大学等における修学の支援に関する法律第 8 条第 1 項の規定により知事の認定を受けたときは、減免することとした。（第 9

条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、1については令和2年4月1日から適用することとした。

○佐賀県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 獣医師修学資金の返還免除の対象となる指定機関の範囲を改めることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 何人も、正当な理由なく、自動車を駐車場等に放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならないこととした。（第22条関係）
- 2 知事は、放置自動車があるときは、当該職員に、当該放置自動車の状況、所有者等その他の自動車に関する事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車に貼り付けさせることができることとした。（第23条関係）
- 3 知事は、警告書を貼り付けた日の翌日から起算して14日を経過した日以後引き続き当該放置自動車がかかっている場合において、駐車場等の利用上又は管理上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、自ら指定する場所に当該放置自動車を移動し、保管することができることとし、駐車場等の利用上又は管理上の著しい支障が生じるおそれがある場合は、当該期限前においても当該放置自動車を移動することができることとした。（第24条関係）
- 4 知事は、調査により放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができることとした。（第25条関係）
- 5 知事は、調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、警告書を貼り付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、所定の要件に該当するときは、当該放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すことができることとした。（第26条関係）
- 6 知事は、放置自動車を移動し、保管した場合又は使用済自動車を引き渡した場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び引渡しに要した費用を請求することができることとした。（第27条関係）
- 7 その他所要の事項を定めることとした。
- 8 この条例は、令和2年10月1日から施行することとした。